

北九州市「自殺予防のためのこころの相談事業」 公認心理師及び臨床心理士 募集要項

R3.5 北九州市立精神保健福祉センター

北九州市立精神保健福祉センターの「自殺予防のためのこころの相談事業」に従事いただく公認心理師及び臨床心理士を、次のとおり募集します。

1. 業務内容

- (1) 「自殺予防こころの相談電話」における電話相談対応
北九州市民を対象に、自殺予防を目的として北九州市立精神保健福祉センター内に開設している専用回線により電話相談に応じます（傾聴、必要な情報の提供、助言等）。
- (2) 自死遺族のこころのケア
自死遺族のこころのケアを目的に、遺族の面接相談（予約制）を行います（傾聴、必要な情報の提供、助言等。ケースにより継続相談あり）。

2. 応募資格等

公認心理師または臨床心理士の資格を有すること

3. 出務条件

- (1) 時間数・日数
北九州市立精神保健福祉センターの開庁日（月～金、祝日・年末年始は休み）のうち、週1日木曜日（1日4時間）。出務する曜日・時間帯は、原則、固定となります。
※その他、固定の出務日とは別に土日開催の事業等へ出務をお願いすることがあります。
- (2) 時間帯
毎週木曜日 12：45～16：45
- (3) 出務期間
令和3年6月以降開始（出務開始日は採用決定後、調整のうえ決定します。）
- (4) 出務場所
北九州市立精神保健福祉センター
（北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市総合保健福祉センター 5階）
- (5) 出務の取り扱い
雇用契約ではなく、本事業に日々出務する形態です。
（賃金・給与ではなく出務謝礼（報酬）としてその対価を支払います）
※ローテーション制です

4. 報酬額等

(1) 報酬額

1日(4時間)につき7,920円(令和3年4月時点)

※上記金額より所得税分を源泉徴収します(年末調整は行わず、源泉徴収票交付のみ)。

※上記金額には交通費を含みます。(交通費の補助、別途支給はありません)

(2) その他手当等

雇用保険・社会保険等なし。その他諸手当なし。

(3) 支払日

月末締め、翌月20日払い(銀行振り込み)。

5. 応募・問い合わせ先

応募にあたっては、書類提出前に必ず下記担当までお電話ください。必要書類を提出いただいたうえで、面接日時を決定します。

面接を経て、採用の可否及び出務日等(採用の場合のみ)を決定します。

《提出書類》

- ・出務申込書(指定様式)
- ・履歴書(写真貼付、市販のもので可)
- ・資格を証明する書類(有資格者証の写し等)

《提出先・問い合わせ先》

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

北九州市立精神保健福祉センター(受付時間 平日 8:30~17:15)

担当:米澤、鎌谷

TEL 093-522-8744 / FAX 093-522-8776